

第16日

平成26年12月19日（金）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第81号議案ほか5件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇）

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第81号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第81号議案朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成27年4月1日から、役職員に公務員身分が付与されている特定独立行政法人の名称が廃止されることから、朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例中、特定独立行政法人の名称を行政執行法人へ変更するものです。

本委員会といたしましては、法令の改正に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第82号議案朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、西日本電信電話株式会社が平成27年2月28日限りでオフトーク通信サービスを終了し、同年3月1日からオフトーク通信同等サービスを提供することに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

執行部の説明によりますと、現在、杷木地域で利用されている西日本電信電話株式会社が提供するオフトーク通信サービスが全国的な利用者の減少により平成27年2月28日限りで終了し、オフトーク通信同等サービスに名称を変え、約3年間継続されることとなりました。このため、朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例中、オフトーク通信サービスの名称をオフトーク通信同等サービスに変更するものです。

本委員会といたしましては、名称変更に伴う規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第83号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

であります。

本案は、人事院勧告に基づき改定される国家公務員の給与改定方針に準じて、朝倉市職員の給与改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

本年の人事院勧告の主な内容につきましては、民間給与との較差を埋めるため、世代間給与の配分から若年層に重点を置きながら、本年4月にさかのぼって俸給表を平均0.3%引き上げるとともに、ボーナスを0.15月分引き上げ、勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分するもので、月例給、ボーナスとも7年ぶりの引き上げとなります。

委員会審査におきましては、一般職員の給与改定については人事院勧告を準拠する姿勢は理解できるが、再任用職員の給与改定において、勤勉手当0.05月の増額改定については、逆に民間との給与格差が開いてしまうことになるのではないかなどの質疑がなされました。

討論、採決の結果、再任用制度は無収入、無年金期間を補うため、地方公務員においても閣議決定に基づく国からの要請により導入が図られ、朝倉市においても既に再任用条例を制定し、実際に運用が行われていること。人事院勧告において、雇用と年金の接続のため、適切な制度が整備されるよう積極的に取り組む理由から、民間の再雇用者の給与額を把握した上で、再任用職員においても勤勉手当等の増額勧告が出されている現状を鑑み、再任用職員の給与改定についても人事院勧告を尊重し、これに準ずるべきであるとの結論に達し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第88号議案朝倉市いじめ防止対策推進条例の制定についてであります。

本案は、いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、いじめの防止等のための対策の推進に関して定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

条例の主な内容であります。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進のため、いじめ防止基本方針を定めること、いじめ問題対策連絡協議会を置くこと、学校いじめ防止対策推進委員会を置くこと、いじめ防止調査委員会を置くこと等を定めるもので、施行期日は平成27年1月1日であるとのことです。

委員会審査におきましては、いじめが発生した後の問題解決はもちろん重要であるが、いじめを発生させない、いじめを未然に防ぐことも同様に重要であり、そのためにはやはり教師の力も大事であるとの意見が出されました。

執行部の説明によりますと、これまでいじめ防止の取り組みは行ってきたが、この条例や法の施行を契機に、研修や指導をさらに徹底していくとの回答がありました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了として、さらなる教師力の向上を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第91号議案財産の処分についてであります。

本案は、蜷城のおくち保存会に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求められているものであります。

執行部によりますと、当該物件は平成13年3月まで蜷城美奈宜神社の敷地内の土地を借

り、蜷城保育所として使用していた建物の一部で、平成13年4月に蜷城保育所が現在の蜷城コミュニティセンター横に新築移転されたことに伴い解体予定でしたが、地元の要望に基づき、蜷城おくんちの道具等の保管倉庫などとして現在まで利用しています。今回、地元から譲渡依頼があり、もともと蜷城美奈宜神社の土地を借りて建物を建てていたこと、解体には現在の建物の評価額を上回る費用が必要となることなどから、この際、無償でおくんち保存会に譲渡するものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第94号議案指定管理者の指定についてであります。

本件は、朝倉市体育施設条例第12条の規定に基づき、平成27年4月1日から5年間、朝倉体育センター、朝倉テニスコート、朝倉球場及び朝倉ゲートボール場の指定管理者を株式会社クリーン商会に指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められてるものであります。

執行部の説明によりますと、朝倉地域体育施設は平成24年度から指定管理者制度を導入し、株式会社クリーン商会に指定管理者に指定し、3年間管理を行っております。今回の更新に当たり、指定管理者の選定につきましては公募を行い、2社の応募があり、選定委員会による選定を行い、募集要項に定める選定基準に基づき、提案された事業計画、収支計画、その他資料による書類審査のほか、団体による説明や質疑応答による聞き取り審査を行った結果、引き続き株式会社クリーン商会を指定管理者として指定するものです。指定の期間としましては、管理が2期目となることから、平成27年度から平成31年度までの5年間であるとのことです。

委員会審査におきましては、指定管理3年間の検証や市民の意見、管理者との調整をどのように行ってるかなどの質疑を行いました。

執行部の説明によりますと、施設には利用者の提案箱を設置し、意見を聴取していること、毎月1回、指定管理者との連絡調整会議を開いていること、指定管理の導入前に比べて、自主事業の実施などにより、経費では年間約100万円削減し、利用者は約500人増加したとのことであります。

本委員会といたしましては、市民サービスの向上とコスト削減が達成されており、あわせて今後、業者選考時の審査結果の検証など、5年間の評価を行うことなどを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第81号議案朝倉市情報公開条例及び朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第88号議案朝倉市いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(手嶋源五君)** 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第91号議案財産の処分について(建物)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(手嶋源五君)** なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(手嶋源五君)** 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第94号議案指定管理者の指定について(朝倉地域体育施設)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(手嶋源五君)** なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(手嶋源五君)** 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第80号議案ほか8件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

**○環境民生常任委員長(柴山恭子君)** ただいま議題となりました第80号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第80号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてです。

本件は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,522万8,000円を追加し、57億3,255万1,000円としようとするものです。

内容といたしましては、歳入は、介護保険事業費補助金及び一般会計からの事務費繰入金です。歳出は、委託料で、介護保険法の改正に伴うシステム改修業務経費を計上するものです。

本委員会といたしましては、介護保険制度改正に伴う必要な措置であることから、全員

異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第84号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、国民健康保険の健全運営を期すため、国民健康保険税の税率を改定する必要性が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

執行部の説明によりますと、平成27年4月1日施行で、主な改正内容といたしましては、基礎課税分、いわゆる医療分について所得割を7.9%から8.5%へ、均等割を2万3,100円から2万6,000円へ、平等割を2万3,900円から2万5,000円へ、後期高齢者支援金分について所得割を2%から2.9%へ、均等割を5,900円から8,000円へ、平等割を6,100円から9,000円へそれぞれ引き上げるもので、介護分については改正されないとのことです。

また、朝倉市国民健康保険特別会計事業勘定の今後の収支見込み、福岡県内市町村の保険税賦課状況、モデルケースによる税額比較、平成25年度の国保会計状況、法定外繰入調査、県内市の保険税、療養諸費比較等について説明がありました。

審査に当たりましては、まず今回の税率改定による増額分を充てるのが今までの累積不足分か、今後の単年度不足分かを確認しました。

執行部によりますと、朝倉市国民健康保険運営協議会へ国民健康保険税税率改定の諮問を行い、税率改定と一般会計からの繰り入れにより国民健康保険被保険者の負担が過度な状況にならないようにすることとの答申を受け、検討した結果、今後の単年度不足額の半分程度に税率改定による増額分を充て、残りを一般会計からの繰り入れで補うよう考えているとのことでした。

また、国民健康保険特別会計事業勘定は、平成25年度の歳入歳出差し引き額が6億7,379万7,000円の歳入不足であり、この額は平成26年度予算からの繰上充用で補填されていますが、それについては、平成29年度に国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体が県とされることが予定されているため、その状況にも注意しながら、国民健康保険特別会計事業勘定と一般会計の状況等を見ながら解消していくよう今後進めていく考えとのことでした。

次に、賦課額に係る限度額は、国の基準であるため今回改正されませんが、そのことで、いわゆる高額所得者は改定による影響を受けず、それ以外の方の負担がふえることになることから、限度額の世帯数がどう変わるかとの質疑がありました。

それについては、基礎課税分について、現行261世帯が299世帯、後期高齢者支援分について、現行161世帯が340世帯に増加することを確認したところです。

次に、税率改定が避けて通れないことは理解できるが、現在の経済状況で保険料が上がることは大きな負担であることから、国民健康保険の被保険者である市民へどのように理解を求めていくのか、その周知についてどう取り組んでいくのかとの質疑がありました。

それに対しては、現在も行っている国民健康保険の財政状況や医療費の状況等を提示しながら、市民の理解を得られるよう、市報やホームページの掲載、出前講座の開催を今後

も行っていきたいとのことでした。

これについては、慎重かつ丁寧に説明するとともに、被保険者でない市民にも今後の単年度不足額の半分程度を一般会計からの繰り入れで補うよう考えていることについて理解が得られるよう十分な説明をすることを要望し、執行部からは、医療費の適正化に向けても、さらなる取り組みを行っていきたいとの答弁がありました。

次に、これまでの収入未済額についてはもちろん、今回の税率改定によって、今後さらにその額がふえることのないようにという指摘に対しては、収納率向上を目指す取り組みを行っていきたいとのことでした。

最後に、市町村の国民健康保険制度の運営について、財政上の負担がかなり大きく、加入者の所得状況からも危機的状況であることから、制度の抜本的な改革が必要と考え、国に対し要望していくべきであるとの指摘がありました。

本委員会といたしましては、国民健康保険特別会計事業勘定の整理については、議会から早急に対応することを要望してきた経過があり、累積不足額の解消は市としての整理すべき大きな問題であること、さらに、今後予想される不足額についても十分検討された結果、税率改定及び一般会計からの繰り入れで軽減を図っていくとされたことについて、早急に対応すべきであるとし、収入未済額の解消等にさらに励むことや、説明責任を果たすことにより市民の理解を得られるよう努めていただくことを要望して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第85号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童扶養手当法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

条例第3条第3項で、母を母及び父に読みかえた後の規定と同じ表現に児童扶養手当法施行令第4条第2項第3号が改正されたため、読みかえる必要がなくなったことにより、読みかえ規定を削るものです。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第86号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

第13条第2項中、第6条の2を第6条の2の2第3項に、指定医療機関を指定発達支援医療機関と改めるもので、平成27年1月1日施行です。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第87号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、健康保険法施行令の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

同施行令の改正に伴い、出産育児一時金の額を改正するもので、条例改正後も支給される出産育児一時金の総額は42万円で変わらない予定ですが、産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6,000円に減額されるため、被保険者が受け取る額は実質増額となるもので、平成27年1月1日施行です。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次の第89号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について及び第90号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定については、いずれも地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、条例を制定しようとするものです。いわゆる分権第3次一括法により、国の定めた基準に従い、または参酌してこれらの条例を定めるものです。

執行部の説明によりますと、これまで国の省令で定められていた介護予防支援及び地域包括支援センターの職員等に関する基準について、市が条例で定めることとなり、法では施行日が平成26年4月1日とされていますが、経過措置により、朝倉市では平成27年4月1日施行としたとのことでした。

また、条例制定の基準については、国が厚生労働省令の条文ごとに従うべき基準、標準、参酌すべき基準の3つの基準を示しており、今回の条例については、いずれも従うべき基準と参酌すべき基準とのことでした。

今回の条例制定に当たっての考え方については、従うべき基準については、両議案とも、これまで基準としてきた厚生労働省令で特に支障が生じておらず、異なる基準を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないことから、これまでどおりの基準とすることとし、参酌すべき基準については、第89号議案の条例で一部独自基準を設けるとのことでした。

まず、第89号議案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

この条例は、第1章から第5章まで、全35条の本則と附則から構成されています。

この中で、独自基準を設けるのは2項目で、まず第4条第2項で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、朝倉市暴力団排除条例等の方針を具体化して、暴力団を利用することとならないよう排除する措置を講ずる必要があるために、事業を行う法人及びそ

の役員等が暴力団、暴力団員でないことと規定したとのことです。

次に、第31条で、事業者の不適正な介護報酬に対する市からの返還請求の消滅時効は5年であるのに対し、請求の根拠となる各種文書の保存期間が2年となっていること、また、利用者等から市へ苦情相談等が寄せられた場合、その対応記録の内容確認の必要があることから、サービス提供記録等の保存期限を2年間から5年間に延長したとのことでした。

本委員会といたしましては、本条例の制定は法令の改正に伴うものであり、朝倉市の地域力を使い、実際の現場の声を十分に生かすよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第90号議案は、地域包括支援センターの職員等の基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

この条例は、第1条から第4条までの本則と附則から構成されています。

本委員会といたしましては、本条例の制定は法令の改正に伴うものであり、高齢化社会で地域包括支援センターは大きな役割を果たすものであることから、介護予防の中核をなす施設としてのさらなる内容の充実を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第92号議案権利の放棄についてです。

本件は、不納欠損処理を行うに当たり、貸付金に係る返還金請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものです。

朝倉市住宅新築資金の債務者1人について、債務者及び連帯保証人が死亡したこと並びに民法の規定に基づく当該債務者の相続人の全員が相続放棄し、または死亡したことにより、債権の弁済の見込みがないため、202万7,320円の返還請求権を放棄するものです。

執行部の説明によりますと、この貸付金は昭和57年4月に住宅改修資金として、貸付金総額400万円で貸し付けたもので、それに利子63万3,200円が加わった463万3,200円に係る未済額です。借受人は、昭和63年1月に死亡し、その後、2名の連帯保証人のうち妻が償還を続けていましたが、この妻も平成11年7月に死亡しました。もう1人の連帯保証人である借受人の友人も平成15年3月に死亡したため、相続人を調査していましたが、その中で、それぞれ時期は異なるものの、死亡または相続放棄の手続がなされてあることが判明したとのことでした。

審査に当たりましては、死亡や相続放棄されたことをどのように確認したかについて質疑があり、執行部からは、その都度、相続者を調査していく中で、死亡された方については戸籍等で、相続放棄については家庭裁判所で確認を行っており、最終的には平成25年7月3日、借受人の兄弟に配達証明で督促状を一斉に送付し、それに対して全ての兄弟や、その子から相続放棄されている旨の連絡を受けたため、その後、裁判所に確認を行ったとのことでした。

本委員会といたしましては、債務者が存在しない状態となり、やむを得ない措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第95号議案指定管理者の指定についてです。

本件は、朝倉市老人福祉センター条例第12条第1項の規定に基づき、朝倉市朝倉老人福祉センター及び朝倉市杷木老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものです。

まず、執行部から、施設の名称、所在地、設置目的等、概要について説明がありました。また、今回の指定更新に当たりましては、指定管理の原点に立ち返り、多様化するニーズに効果的、効率的に対応でき、管理運営に関してノウハウやアイデアを持つ事業者を選定したいとのことで、幅広く民間事業者に参加を促すために、募集方法を前回までの非公募から公募としたとのことです。結果、応募団体数は1団体、指定管理者候補者は社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会で、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。

選定経過については、朝倉市指定管理者制度運用指針に基づき、朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、募集要項に定める選定基準に基づき、応募団体から提案された事業計画書、収支計画書及び関係資料による書類審査のほか、応募団体による説明や質疑応答による聞き取り審査を行い、6人の選定委員の採点の結果、指定管理者として適格と判断し、応募団体を選定したとのことです。

審査に当たりましては、センターの利用者数、稼働率が年々減少している理由について質疑がありました。

執行部によりますと、アンケート等から分析すると、利用者のほとんどが75歳以上で、65歳以上75歳未満の方が少なかったことや、利用が多かった老人クラブの活動が減少していること等があることから、その方たちに魅力的な施設となるためのメニューづくりが必要と考えているとのことでした。ただし、市が実施する介護予防事業の拠点として活用されており、重要な施設と位置づけているとのことでした。

また、応募団体から提案された事業計画書だけでなく、選定に当たっての聞き取り審査等の中で、利用増に向けた意気込みを確認すべきではないかとの指摘があったところです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、利用者数の減少等の問題もあることから、今後の高齢者の健康づくりのためにも利用しやすい施設となり、利用者の増加につながるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本委員会の審査の中で、国民健康保険制度について制度を取り巻く状況が著しく悪化し、多くの市町村の国民健康保険の財政運営が非常に厳しい状況にあることから、国民健康保険事業の安定運営を図るため、委員会内で国に対して国民健康保険制度の改善に

ついでに意見書を提出したいとの提案がありました。

よって、後ほど、環境民生常任委員会から意見書案を提出させていただきたいと思います。このことを申し添えまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 第92号議案で権利の放棄がありましたが、その件で、相続人も誰もいないということであれば、土地とか建物、いわゆる物件はどういう形で、後、処分なり、持ち主、誰の持ち主になるかを検討されたかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） この件については、その物件の価値が100万円ほどしかないために、これを崩したりすることでは非常に経費がかかるということの審議はしましたが、この物件が国のものになるのか、市のものになるのかというようなことは検討しておりません。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 今回はこれですけど、いずれどこの所有になるかを、やっぱりはっきりこの議会の中でも、後で話していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（手嶋源五君） ほかに。14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 84号議案に関しまして、国民年金、基準額6万円として、その方たちの負担金がどれぐらいになるかの質疑が行われましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） わかりますか、幾らぐらいになるか、負担金が。

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） どういうことでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 84号議案の国民健康保険税の改正に伴う質疑の中で、国民年金、基準が6万円とした人たちに対する、その税額がどれぐらいになるかの質疑が行われましたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） 確定はしておりませんが、1人当たり約1万円ぐらいは上がる予定だそうです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第80号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第87号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第89号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第92号議案権利の放棄について(貸付金に係る返還請求権)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案指定管理者の指定について（老人福祉センター）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第93号議案ほか1件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇）

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） ただいま議題となりました第93号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第93号議案市道路線の認定についてです。

認定する道路は、長田町3号線、延長77.4メートル、幅員6メートル、松木・向川原1号線、延長166メートル、幅員6から7.7メートル及び木和田・ロノ春1号線、延長260メートル、幅員4メートルの3路線で、道路法第8条1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求められているものです。

本委員会では現地調査を行い、詳細な説明を受け、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案指定管理者の指定についてです。

本件は、朝倉市川の駅原鶴条例第16条第1項の規定に基づき、朝倉市川の駅原鶴の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められているものです。

この契約は3年間の複数年契約を行っており、平成26年度で契約が満了するため公募を行い、来年度から3年間の指定管理者を選定し、指定を行うものです。

審査では、川の駅原鶴にあるパークゴルフ場の利用が伸び悩んでいる要因をたどりました。要因としては、うきは市に安価なコースがあり、競合しているため、利用者が少なくなっているのではないかとのことでした。

また、市が支払う指定管理料について確認しました。指定管理料は年間270万7,000円を支払い、3年間の債務負担行為を行っているとのことでした。

さらに、公募を行ったにもかかわらず、認定申請書を提出されたのが1事業所のみであり、平成18年度から9年間、指定管理を受け、管理を行ってきた原鶴温泉旅館協同組合が

今回公募に参加されなかった理由をたどしました。

執行部によりますと、原鶴温泉旅館協同組合の役員会及び定例会等に出向いて説明を行ったものの、残念ながら公募には参加しなかったとのことでした。

このことに関しては、原鶴温泉があつてのパークゴルフ場であり、一体的な原鶴振興策を行う中で、旅館組合も川の駅原鶴の運営に協力していただきたく、非常に残念であるとの意見があり、9年間管理を行ってきた原鶴温泉旅館協同組合から今回シルバー人材センターに指定管理業者が変更になることで、しっかりと管理は行っているのかなどの質疑がありました。

執行部からは、バサロや原鶴温泉との連携も含めて、管理者が変わることで川の駅原鶴が低迷することがないように適切な管理を行うように指導を行っていくとの回答を得ました。

本委員会としましては、原鶴温泉と川の駅原鶴は一体的なものとしてにぎわいをつくり出すべきであり、今回、原鶴温泉旅館協同組合が公募に参加されなかったことは非常に残念であるが、新しい指定管理者となられるシルバー人材センターの経営に期待し、原鶴の活性化につながるよう努力されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第93号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案指定管理者の指定について（川の駅原鶴）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案の審議を行います。

それでは、第79号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時8分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日環境民生常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案2件が提出されました。

これを一括上程し、提案理由の説明を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） それでは、意見書案第10号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。国民健康保険の健全運営を期すため、国民健康保険税の税率を改定する朝倉市国民健康保険税条例の改正については、先ほど報告したところであります。

朝倉市の国民健康保険特別会計事業勘定については、既に6億7,379万7,000円の歳入不足を繰上充用で補填していますが、この累積不足額を補填するために多額の一般会計からの繰り入れを余儀なくされ、さらに今後も数億円の歳入不足が予想されています。このような状況下では朝倉市財政上からも、また、被保険者の負担増が限界に達していることから、国民健康保険の財政運営は極めて深刻な状況であると言わざるを得ません。よって、

国民健康保険事業の安定運営を図るため、保険者への財政支援を強化し、国民健康保険制度の抜本的な改革を講ずるよう要望するものです。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(手嶋源五君) 議会運営委員長。

(議会運営委員長 桑野博明君登壇)

○議会運営委員長(桑野博明君) それでは、発議案第4号、発議案第5号を一括して、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

まず、発議案第4号の提案理由といたしまして、平成26年6月議会におきまして市議会議員定数20名を、来年4月予定の一般選挙から18名に2名減員することで、朝倉市議会議員定数条例を改正いたしました。これに伴いまして、常任委員会の定数についても一部変更する必要が生じたので、朝倉市議会委員会条例を改正しようとするものです。

次に、発議案第5号につきまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

初めに、議案の内容について御説明いたします。この条例は、議員が遵守しなければならない議会の基本ルールを定め、議会をより活性化し、市民の負託に応えることのできる開かれた市議会を目指し、また市民のために議会がどうあるべきかという観点を第一に考え、市政の発展と市民福祉の向上を目的として、議員みずから改革し続けることを市民に約束する条例です。

国の権限や財源を住民に身近な市町村や県に移し、全国画一的な施策だけでなく、多様化したニーズ、緊急性や重要性に応える行政を確立することを目的とした地方分権が進んだ今、地方公共団体議会の役割が広がり、責任が増しています。朝倉市議会といたしましては、これらを認識した上で、今までさまざまな議会改革に取り組んできましたが、今後も議員一人一人が資質の向上に努めるとともに、議会みずからが不断の改革を続けることが市民から信頼され、市民の負託に応えることを全議員が決意し、この条例を制定しようとするものです。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

(議会運営委員長 桑野博明君降壇)

○議長(手嶋源五君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

---

午前11時15分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回ま

でとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第10号国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第4号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、発議案第5号朝倉市議会基本条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第10号、発議案第4号及び第5号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第10号国民健康保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号朝倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可

決されました。

次に、発議案第5号朝倉市議会基本条例の制定についてを議題とし、討論を行います。  
御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、市庁舎整備検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

設置の理由について申し上げます。本市では現在、市役所庁舎の整備が予定されており、既に執行部においては、先ほど議決された一般会計補正予算において、庁舎検討調査事業費が計上されるなど、市庁舎整備について具体的な動きが始まりました。本市議会といたしましても、現在検討が進められている庁舎整備が市民の利便性や防災拠点としての重要性及び市の財政状況等を考慮し、最適な施設になるよう議会独自の調査機関として市庁舎整備検討特別委員会を設置するものであります。

調査目的につきましては、朝倉市役所庁舎整備に関し、必要と認める事項を調査研究するためといたします。

なお、本特別委員会は閉会中も調査を行い、設置期間は調査終了までとするものであります。

お諮りいたします。市庁舎整備検討特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、市庁舎整備検討特別委員会を設置することに決しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆さんを指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを市庁舎整備検討特別委員に選任することに決しました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時34分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、市庁舎整備検討特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告をいたします。

委員長に浅尾静二議員、副委員長に稲富一實議員が選任されました。

以上であります。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時34分閉会